

時間外労働
休日労働に関する労使協定届(特別条項)

労働保険番号	34105302401000
法人番号	3240001039184

様式第9号の2(第16号第1項関係)

事業の種類	事業の名称		事業の所在地(電話番号)						協定の有効期間			
派遣業	株式会社 イーリス		〒721-0973 尾道市栗原町1-1 新尾道ビル5階 電話番号(0848-20-0077)						2025年4月1日 から 1年間			
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)						1年 (時間外労働のみの時間数 720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増		延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限り。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)	限度時間を超えた労働に係る割増	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	事務	2人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	製造	13人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
突発的なトラブル、交通事情の悪化、安全上必要な措置など特に必要なとき	運転	2人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
突発的なトラブル、交通事情の悪化、安全上必要な措置など特に必要なとき	飲食	1人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
突発的なトラブル、交通事情の悪化、安全上必要な措置など特に必要なとき	医療・介護	1人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
突発的なトラブル、交通事情の悪化、安全上必要な措置など特に必要なとき	清掃	1人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	その他	4人	8時間	時間	6回	75時間	時間	25%	720時間	時間	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前通知											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)										
	⑩	衛生委員会において、時短の推奨と対策会議を行う										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 2025 年 3 月 3 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称または労働者の過半数を代表する者の

職名 労働者代表製造
氏名 清水貴夫

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと

尾道 労働基準監督署長殿

作成 社会保険労務士(広島県社会保険労務士会)
提出代行者 野島正貴

使用者

職名 代表取締役
氏名 上田 信之



時間外労働
休日労働に関する労使協定届

様式第9号(第16号第1項関係)

労働保険番号	34105302401000
法人番号	3240001039184

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
派遣業	株式会社 イーリス	〒722-0022 〒721-0973 尾道市栗原町1-1 新尾道ビル5階 電話番号(0848-20-0077)	2025年4月1日 から 1年間

時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (18歳以上)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間					
						1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
① 下記②のいずれにも該当しない労働者		月末等の伝票整理	事務	2人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
		納期の逼迫・臨時の受注	製造	13人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
		交通事情・繁忙期	運転	2人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
		予約集中・繁忙期	飲食	1人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
		派遣先の要請によるとき	医療・介護	1人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
		派遣先の要請によるとき	清掃	1人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
		その他派遣先の要請によるとき	その他	4人	8時間 00分	6時間 00分	時間 分	45時間 00分	時間 分	360時間 00分	時間 分
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者				人	時間 分	分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (18歳以上)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	月末等の伝票整理	事務	2人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	納期の逼迫・臨時の受注	製造	13人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	緊急の依頼・納期切迫・繁忙期	運転	2人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	納期切迫・予約集中・繁忙期	飲食	1人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	災害・トラブル発生時	医療・介護	1人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	緊急に衛生状況の改善が必要な時、納期切迫、繁忙期	清掃	1人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	その他派遣先の要請によるとき	その他	4人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。



(チェックボックスに要チェック)